

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成25年5月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 3号 農地潰廃通報について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 32名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員  | 2番 鶴 卷 純 一 委員  |
| 3番 清 水 栄 委員    | 4番 村 井 善一郎 委員  |
| 5番 熊 倉 睦 委員    | 6番 捧 譽 委員      |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員  | 8番 刈 屋 一 夫 委員  |
| 9番 佐 藤 満 委員    | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員   | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員   | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員   |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 24番 高 山 博 委員   | 26番 阿 部 新一郎 委員 |
| 27番 星 野 英 治 委員 | 28番 藤 田 吉 則 委員 |
| 29番 渡 邊 一 英 委員 | 30番 原 正 利 委員   |
| 31番 小 師 勉 委員   | 33番 山 田 佳 典 委員 |
| 34番 蒲 澤 正 委員   | 35番 小 林 六 一 委員 |

欠席委員 3名

23番 野崎文夫委員 25番 佐藤裕雄委員

32番 目黒伸一委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 大坂純司

事務局 次長 斎藤公明

経営基盤係副参事 麦倉政勝

経営基盤係主任 鈴木和志

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時32分 三條新聞社傍聴)

議長 (坂井会長代理)

それでは、きょうの出席状況であります。定員35名のところ、現在員35名、出席32名、欠席3名で、会議は成立いたします。

それでは、きょうの議事録の署名委員につきましては、定めにより私のほうから指名いたします。13番、鶴巻俊樹委員、21番、阿部銀次郎委員を指名いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 (大坂事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

1ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定3件、1万728㎡、再設定1件、1,586㎡、合計では4件、1万2,314㎡であります。

それでは、26番から順に説明いたします。

26番は、今井地内の農地4筆、4,916㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

27番は、今井ほか地内の農地8筆、4,796㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

28番は、直江町3丁目地内の農地2筆、1,020㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

次の29番につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

いずれも申請人の書類確認及び農地の効率的利用、農作業に常時従事することと認められるなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長 (坂井会長代理)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、私の隣に着席をお願いします。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月24日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定3件、再設定1件、合計件数4件、面積にして1万2,314㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

はい。

17番（廣川哲也委員）

17番、廣川です。番号の26番、27番、28番の賃借料について、事情と申しますか、何か特別な理由があるのかないのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

事務局（大坂事務局長）

お答えいたします。

これにつきましては、26、27、28番とも申出書記載の賃借料となっており、事務局において特段配慮したものではありませんので、申請のとおりということでご理解願いたいと思っております。

以上です。

議長（坂井会長代理）

はい、どうぞ。

17番（廣川哲也委員）

17番。ということは、賃借料で土地改良費がどっち側に入るとか入らないとか、そういったことは申請の際には特段聞かないということでございますでしょうか。

事務局（大坂事務局長）

土地改良区につきましては、26番につきましては貸し手が負担するということになっております。

続きまして、27番につきましても同じく貸し手が負担すると。

それから、28番につきましても貸し手が負担するということで記載になっております。

以上です。

議長（坂井会長代理）

よろしいでしょうか。

17番（廣川哲也委員）

はい。

議長（坂井会長代理）

ほかに何かご質問ございませんか。

ご発言がないようですので、お諮りします。議第1号『農用地利用集積計画について』につきまして、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

2ページをごらん願います。今月の申請は、5件の申請で、合計4,277㎡であります。

それでは、4番から順に説明いたします。

4番は、蔵内地内の農地1筆、427㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり130万円であります。

5番は、北五百川地内の農地3筆、977㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円であります。

6番は、蔵内地内の農地1筆、549㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、使用貸借権の設定により取得するものであります。

7番は、蔵内地内の農地2筆、1,189㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、使用貸借権の設定により取得するものであります。

8番は、蔵内地内の農地7筆、1,135㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、

使用貸借権の設定により取得するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなど、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの3件、合計件数5件、面積で4,277㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

3ページをごらん願います。今月の申請は、2件の申請で、計1,550㎡であります。

それでは、8番から順に説明いたします。

8番は、上須頃地内の農地1筆、1,332㎡を共同住宅2棟、駐車場21台、通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条商工会議所南東側200

m付近で、都市計画用途地域の商業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、上保内地内の農地2筆、218㎡を通路用地として利用したいものです。場所につきましては、JR保内駅南側400m付近で、住宅等が連たんする地域であることから、第3種農地と判断されます。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして2件、面積にして1,550㎡で、書類審査及び現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（坂井会長代理）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、5ページをごらん願います。4件の申請で、合計1万4,576㎡あります。

それでは、戻りまして4ページの14番から順に説明をいたします。

14番は、上保内地内の農地2筆、363㎡を売買により取得し、事務所併用住宅の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万5,000円です。場所につきましては、JR保内駅南側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

15番は、南四日町3丁目地内の農地2筆、993㎡を売買により取得し、宅地分譲5区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円です。場所につきましては、三条消防署南分署東側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域に当たることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16番は、南中ほか地内の農地5筆、1万2,802㎡を賃借権の設定により、砂利採取及び搬入搬出路の用地として、平成25年7月1日から平成27年3月31日まで、一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、ウェルネス下田南側400m付近です。農振農用地内ですけれども、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断いたしました。

17番は、高屋敷地内の農地2筆、418㎡を売買により取得し、宅地1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約7,000円です。場所につきましては、三条警察署下田交番北西側400m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

以上4件については、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を満たしていると考えます。

以上であります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告願います。

14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして4件、面積にして1万4,576㎡で、書類審査及び現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第1調査部会長、自席へお戻りください。ありがとうございました。

議長（坂井会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（坂井会長代理）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会案内をお願いします。

第2調査部会長。8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。6月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席を願います。

以上で終わります。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は6月28日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前9時55分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（13番）

---

議事録署名委員（21番）

---